



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	韓国農業奨励組合の展開過程（明治期）
Author(s)	田中, 慎一; TANAKA, Shin-ichi
Citation	経済学研究, 53(1), 27-47
Issue Date	2003-06-10
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/6006">https://hdl.handle.net/2115/6006</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(1)_p27-47.pdf



# 韓国農業奨励組合の展開過程（明治期）

田中 慎一

はじめに 日本のおいくつかの県に、県が補助金を交付することで県民<sup>1)</sup>の対韓進出をうながす動きがあった（表1<sup>2)</sup>、参照）。本稿の表題の「韓国農業

表1 県補助金交付を受けた対韓農業経営組織

形態	県名	名称	設立年月	資本金(円)	補助金			現地事務所所在地	「事業ノ大要」
					年額(円)	交付期間(年度)	総額(円)		
会社形態	大分	韓国興農株式会社	1906. 9	35,000	600	1910	600	全羅南道南平郡魚川面	(1)土地購入 (2)農場経営 (3)種苗ノ育成及配布 (4)移住者ノ奨励
	香川	韓国勸農株式会社	1906. 11	200,000	3,000	1906	3,000	慶尚南道晋州	(1)金銭ノ貸付 (2)土地建物及物品ノ売買及貸付 (3)農業及之ニ附帯スル事業 (4)朝鮮移住者ノ指導奨励
	島根	山陰道産業株式会社	1907. 4	500,000	4,000	1907~1912	24,000	慶尚南道益山	忠清北道共濟郡及慶尚北道金山郡方面ニ於テ水田 83,033町 畑 26,000町ヲ購入シ朝鮮人ヲシテ小作セシム
	石川	石川県農業株式会社	1907. 12	100,000	1,500	1908~1909	3,000	全羅北道金堤	(1)農作物ノ試作 (2)移民奨励 (3)所有地 田 14,432斗落 5升 畑 231斗落 5升
組合形態	福岡	農事奨励組合	1905. 12	不明		1906~1909	13,137	全羅南道梁山浦	移住者ノ保護奨励 農場経営 農村ノ設立
	岡山	韓国農業奨励組合	1908. 3	30,000	6,000	1908~1912	30,000	慶尚南道密陽	(1)農作物ノ試作 (2)移住者ノ保護奨励 (3)模範的農村ノ設立
	長野	韓農組合	1908. 9	720				不明	渡韓者ノ指導奨励
調査員派遣	高知	調査員 12名派遣			1,200	1906	1,200		朝鮮ニ於ケル農業、商工業及漁業ニ関スル調査
	滋賀	篤農家 4名派遣			350	1909	350		朝鮮ノ農業状態調査

出典：農商務省農務局調査『朝鮮農業概説』（1910年）109—135頁より作成。岡山県については『岡山県史』第3編（1914年）715頁で補足した。備考：上記『朝鮮農業概説』には山陰道産業株式会社への県補助金交付の初年度を明治40年としたり（120頁）、明治41年としたり（135頁）と矛盾があるが、前者を採用しておいた。

1) 県民といっても、県民個人ではない。県民が株主の株式会社や県民が組合員の組合に、県が補助金を交付するというのである。その県民とは、例えば本稿が取り上げる岡山県にできた組合のばあいには、「組合員ハ本県在籍者ニシテ満三ヶ年以上本県内ニ居住スルモノニ限ル」（『韓国農業奨励組合同規約』以下、「組合同規約」と略記）第5条、西服部家文書『韓国農業奨励組合書類』所収）とある。当時（明治後期）県民といったばあい、本籍がその県にあり、その県内の3年以上の居住者がそれに該当したのであろう。なお、後注の拙稿と同様、本稿が用いる韓国農業奨励組合関係史料は、とくにことわらないかぎり、この『韓国農業奨励組合書類』（服部大木家）[『服部和一郎家所蔵文書目録』東京大学社会科学研究所、1978年、文書番号1-g-1]に収められているものである。

2) この表の出典の当該箇所には早く注目したのは李在茂（遺稿、編集責任者岡田与好）「いわゆる『日韓併合』＝『強占』前における日本帝国主義による朝鮮植民地化の基礎的諸指標」（『社会科学研究』第9巻第6号、1958年）である。その後、本表のなかの特定の経営組織を取り上げたものに、石川県農業株式会社については田中喜男「石川県農業株式会社」（『北陸史学』第15号、1967年）、同「明治後期、『朝鮮拓殖』への地方的関心—石川県農業株式会社の設立を通して—」（『朝鮮史研究会論文集』第4集、1968年）、浅田喬二「旧植民地（朝鮮）における日本人大地主の存在形態—石川県農業株式会社の事例分析—」（旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』下巻、龍溪書舎、1979年、所収）、山陰道産業株式会社については内藤正中「韓国における島根県の植民地経営会社」（『山陰地域研究』No.8、1992

表 2 韓國農業獎勵組合員名簿

組合員 仮番号	氏 名	住 所	備 考	組合員 仮番号	氏 名	住 所	備 考
1	蜂 谷 金之助 <sup>△</sup>	岡山市東中山下	M41.12.2 贈授 (1 口)	44	小 川 十万太	粒江村大字粒浦	M42.4.30 贈授 (1 口)
2	浅 井 佐 元	西中山下		45	蓮 岡 栄次郎	本荘村大字通生	M42.4.30 贈授 (1 口)
3	小 幡 金 平	中之町	免取者、創立委員、理事	46	山 本 五三郎	赤崎村大字赤崎	
4	石 黒 涵一郎 <sup>△</sup>	西中山下		47	大 原 孫三郎	都窪郡倉敷町	323 町歩
5	西 原 金 蔵	兵団		48	大橋 平右衛門 <sup>△</sup>	倉敷町	153 町歩
6	岡 本 佐 市	弓之町		49	森 祺 二	倉敷町	
7	近 藤 佳 太	御津郡建部村大字中田		50	植 田 年 <sup>△</sup>	倉敷町	
8	岡 崎 征次郎	芳田村大字万倍		51	横 田 養 一	常盤村大字中原	
9	黒 住 武 市	一宮村大字一宮	免取者	52	内 田 弥太郎	庄村大字山地	免取者
10	小 野 三 郎	牧石村大字玉柏		53	難 波 九一郎	庄村大字下庄	
11	井 上 利 郎	大野村大字大安寺		54	工 藤 敏 夫	浅口郡三和村大字占見新田	
12	岡 崎 苦 吉 <sup>△</sup>	伊島村大字上伊福		55	高 戸 郁 三	鴨方村大字鴨方	免取者、創立委員、理事 M42.4.30 贈授 (3 口)
13	水 野 弘 毅 <sup>△</sup>	円城村大字円城		56	小 野 康 太	里庄村大字里見	
14	中 吉 順 造 <sup>△</sup>	赤磐郡西山村大字西中		57	浦 岡 寿三郎	里庄村大字里見	
15	万 代 嘉平治	石生村大字原	免取者	58	小 野 緑 し	長尾村大字長尾	135 町歩
16	岸 歌 治	和氣郡伊部村大字伊部	顧問	59	三 宅 元 雄	玉島町大字阿賀崎	
17	野 吹 秀太郎	片上町大字東片上	免取者	60	柚 木 梶 雄	玉島町大字玉島	顧問
18	今 田 佐 吉	本荘村大字大中山		61	石 井 源次郎	小田郡矢掛町大字矢掛	
19	桜 井 学二郎	日笠村大字日笠下		62	高 草 平 助	矢掛町大字矢掛	
20	服 部 平兵衛	邑久郡牛窓町	120 町歩	63	名 越 仁三郎	北川村大字走出	
21	高 祖 金次郎	牛窓町	M42.4.30 贈授 (1 口)	64	江 木 伯 助	中川村大字本堀	
22	石 井 卯次郎	牛窓町		65	久我 於菟一郎	金浦町大字西浜	
23	岸 野 吾三蔵	幸島村大字西幸西		66	石 田 武平太	吉田村大字吉田	免取者
24	水 田 富太郎	行幸村大字福岡	免取者、創立委員、理事 M42.4.30 贈授 (1 口)	67	高 橋 寛	大井村大字東大戸	
25	藤 原 久 吉	行幸村大字福岡		68	三 村 尚 音	後月郡西原村	
26	小 橋 一 正	行幸村大字福岡		69	瀧 本 丈太郎	井原町	免取者 M42.4.30 贈授 (1 口)
27	平 井 武 策	行幸村大字福岡		70	木 谷 靖	吉備郡二万村大字上二万	
28	小 山 保 三	行幸村大字服部		71	神 崎 達三郎	新本村	M42.4.30 贈授 (1 口)
29	日下部 虎 治	上道郡玉井村大字観音寺	免取者 M42.4.30 贈授 (2 口)	72	板 野 茂登一	秦村大字福谷	51 町歩
30	岡 本 健治郎	雄神村大字久保		73	渡 辺 綱 太	生石村大字三手	
31	永 原 玄 古 <sup>△</sup>	財田村大字長岡		74	長 尾 俊 憲	岩田村大字山上	免取者 M42.4.30 贈授 (1 口)
32	山 口 誠 孝 <sup>△</sup>	西大寺町		75	池 上 勢 平	総社町大字門田	M42.4.30 贈授 (1 口)
33	青 井 藤八郎	芳野村大字浅越		76	山 本 宗 七 <sup>△</sup>	新本村	M42.4.30 贈授 (1 口)
34	藤 原 譲太郎	三郷村大字藤崎		77	柳 井 重 宣	上房郡松山村	免取者 M42.4.30 贈授 (1 口)
35	星 嶋 謹一郎	児島郡藤戸村大字藤戸	125 町歩 M42.4.30 贈授 (1 口)	78	佐 藤 誠 一	有漢村	
36	佐々木 吉三郎 <sup>△</sup>	下津井町大字下津井		79	佐 藤 晋 一 <sup>△</sup>	有漢村	
37	與 田 銀次郎	琴浦村大字ノ口		80	西 村 元五郎	高粱町大字下町	
38	山 本 弥平太	郷内村大字串田		81	石 川 豊治郎 <sup>△</sup>	高粱町大字本町	
39	谷 田 経太郎 <sup>△</sup>	郷内村大字林	M42.4.30 贈授 (1 口)	82	妹 尾 善 平	高粱町大字下町	
40	近 藤 敬次郎	鉾立村大字番田		83	西 太治郎	川上郡落合村大字阿部	
41	近 藤 実 <sup>△</sup>	荘内村大字長尾	M42.4.30 贈授 (1 口)	84	長 尾 佐 助	吹屋町大字吹屋	免取者
42	篠 山 常太郎	福田村大字福田	M42.4.30 贈授 (1 口)	85	井 田 治九郎	高倉村大字田井	
43	藤 原 元太郎	八浜町大字八浜	免取者、創立委員、理事 (2) M42.4.30 贈授 (5 口)	86	木 村 彦五郎	阿哲郡本郷村大字則安	M42.4.30 贈授 (1 口)

87	定岡 富二	本郷村大字宮河内		132	井上 大五郎	角山	
88	田原 藤一郎	神代村大字下神代	M42.4.30 開設 (1口)	133	金谷 穂吾	御休	
89	戸田 江三郎	刑部村大字小坂部	発起者、創立委員、理事	134	松島 永三郎	御休	
90	河本 直一郎	真庭郡勝山町大字三田	発起者、理事、54町歩 M42.4.30 開設 (3口)	135	宇野 和一郎	都窪郡倉敷町	
91	山谷 虎三	勝山町大字三田		136	津川 安二郎	中庄	
92	辻 武十郎	勝山町大字勝山		137	犬飼 里十郎 <sup>△</sup>	庄村	
93	福島 虎太郎 <sup>△</sup>	久世町大字草加部	M41.12.2 開設 (1口)	138	渕大防 益三郎	児島郡琴浦	M42.4.30 開設 (2口)
94	安達 亀次郎 <sup>△</sup>	勝山町大字勝山	M41.12.2 開設 (1口)	139	渡辺 柳次郎	興除	M42.4.30 開設 (2口)
95	久山 猪八郎	苫田郡二宮村		140	中西 七太郎	下津井町	
96	荻田 善治郎	津山町大字勝岡田町		141	中塚 勘一郎	小田	
97	浮田 佐平	津山町大字伏見町		142	赤木 説二郎	小串	
98	土居 通憲	田島村大字下田邑	55町歩	143	井上 古之	宇野	
99	橋本 英一	西苫田村大字小田中		144	近藤 寛義	荘内	
100	児島 房太郎	林田村大字川崎	発起者	145	三上 孝三郎 <sup>△</sup>	荘内	
101	鳥取 義	大野村大字竹田		146	川合 頼男	小田郡大江	
102	額田 嘉平治	勝田郡勝岡田町大字勝岡田		147	浅野 富平	笠岡	
103	池上 柳速	北和氣村大字百々		148	石田 誠四郎	後月郡呉妹	
104	矢吹 正誠 <sup>△</sup>	北和氣村大字行信		149	高見 章夫	呉妹	
105	安東 宗十郎	勝田村大字真加部		150	橋本 忠治	吉備郡足守	M42.4.30 開設 (1口)
106	石川 礎平 <sup>△</sup>	古吉野村大字河原		151	戸田 十次郎	上房郡有漢村	
107	前原 直十郎	古吉野村大字河原		152	原田 伊之助	松山	
108	多胡 薫	勝加茂村大字楮		153	佐山 慶一	真庭郡新庄村	M41.12.2 開設 (1口)
109	福原 禎蔵	新野村大字新野東		154	木浦 正理	美和村	M41.12.2 開設 (1口) M42.4.30 開設 (1口)
110	原田 玉之助	英田郡吉野村大字豆田		155	小出 浦助	美川	
111	有元 荘之助	大原村大字古町		156	平岡 宇太郎	中和村	
112	豊福 泰造	粟広村大字馬形	発起者、理事	157	片岡 敬一	津山町	
113	上原 虎之助 <sup>△</sup>	久米郡吉岡村大字大戸下		158	村上 夕二	加々美南	
114	志茂 猶太郎	稲岡南村大字山ノ城	発起者 M42.4.30 開設 (1口)	159	川端 甚九郎	英田郡吉野	
115	磯山 治 <sup>△</sup>	加美村大字原田		160	小川 方太郎	久米郡加美村	
116	甲本 喜四郎	倭文東村大字桑下					
117	石原 通夫	大井東村大字中北下					
118	岡田 鉄五郎	岡山市西田町	M41.12.2 開設 (1口)				
119	津下 真太郎	御津郡牧石村					
120	佐藤 馬之丞	福浜村					
121	有利 静人	赤磐郡布都美村					
122	金谷 一二	和氣郡日生村					
123	桜井 亦男	日笠村					
124	南 多平	熊山村	159				
125	万波 忠治	英保村					
126	神坂 康太郎	邑久郡玉津村					
127	神坂 亀太郎	玉津村					
128	土井 幸八	大宮村					
129	塩見 邦治	大宮村					
130	入江 澄兄	邑久村					
131	岩藤 良太	上道郡宇野村	M42.4.30 開設 (2口)				

出典：『韓国農業奨励組合員名簿』（『韓国農業奨励組合定款并諸規程』所収）、『新状送達及期日呼出状』（大正2年6月26日付、釜山地方法院朝鮮総督府書記）、『控訴状送達及期日呼出状』（大正3年9月16日付、大邱理審法院民事第二部朝鮮総督府裁判所書記）により作成。併考の記載のうち所有耕地面積（大正13年6月調査、農務局『五十町歩以上ノ大地主』、農業発達史調査会編『日本農業発達史』第7巻、中央公論社、1955年、所収、岡山県の方は762-763頁）以外の記載の出典については略した（本文と註でわかるようにしたつもりである）。

備考：1）氏名の右肩の△印は大正2年6月23日の時点で組合員でなくなっている者である。うち№1、93、94は明治41年12月2日に1口を譲渡した際に組合を脱退したであろう（3人がこの時点までに2口以上もっていたとは考えにくいからである）。3人からそれぞれ1口づつ譲受けた№118、153、154が交代する形で組合員となったのである。また、№39、41は明治42年4月30日に1口を譲渡した際に組合を脱退した可能性がある。因みに、この2人を除く16人の明治42年4月30日の譲渡人はその後も組合員であり続けるが、№76だけが大正2年6月から大正3年8月までに組合員でなくなっている。

2）氏名の右肩の▲印は大正3年9月1日の時点で組合員でなくなっている者である。

3）組合設立の発起者20人のうち1人（甲田完之、勝田郡であろう）が発立時の名簿にでてこない。少し変だが組合に入らなかったと解せざるをえない。

4）所有耕地面積（50町歩以上）は8人について記載したが（元のデータには岡山県から実質44人がリストアップされている。ただし後述の西郷家はなぜか記載されていない）、これ以外でも№80は59町歩、№103は84町歩の可能性があるのである（大正13年6月調査時、すでに当主交代があったとすれば）。また№22を組合加入の形式的な名義人としていた股部平五郎（西原部家）は県内屈指の大土地所有者であった。とすれば、いわゆる50町歩以上地主の資格は組合に加入していたことになる。

奨励組合<sup>3)</sup>は岡山県にできたものであり、あくまで民間の一組合<sup>4)</sup>であるが、あたかも岡山県庁の一機関のごとく見なされがちだと思われる<sup>5)</sup>。その設立過程については拙稿<sup>6)</sup>で明らかにしたつもりなので、本稿はまず、その後の過程のうち、ほぼ前半期にあたる1908~1912(明治41~45)年について検討する<sup>7)</sup>。

年)がある。会社形態(株式会社、営利組織)の2つの事例研究であり、本稿が取り上げる組合形態(非営利組織とまではいえないにしても非営利的共同目的追求の性格を帯びる)との異同が問題になるかもしれない。

- 3) 1908年3月設立の「韓国農業奨励組合」は1911年5月、その「韓国」を「朝鮮」に入れ替え「朝鮮農業奨励組合」と名義変更する。それゆえ本稿では、この二つの名称を適宜つかい分けていくことになる。なお、この名義変更は韓国併合が原因であり、この組合の構成員にはただ承諾が求められ次のように通知されていたのだった—「本組合名義中ニ『韓国』トアルヲ『朝鮮』ト変更ノ必要有之候ニ付テハ規約変更ノ手續履行可致管ナルモ韓国併合ノ今ハ名義変更ハ当然之事ニシテ又別ニ御異議モ無之事ト存候条其筋へ変更手續申請可致候条御承知相成度候」(1911年5月10日付、組合理事長藤原元太郎から石井卯次郎宛て照会「本組合名義変更ニ関スル件」)。
- 4) 組合員の半数以上の出席で成立し、出席組合員の過半数で議事を決定しうる「組合員会」の議決事項は、経費の予算、韓国に設置すべき出張所の位置の選定、業務の成績と決算の認定、組合員の加入脱退、その他緊要の事項であり、組合の最高意思決定機関といえる(「組合規約」第16・19条)。議決権をもつ組合員は持口に応じた出資金を払い込める県民なのだから、そのかぎりでは純粋な民間組合である。ただし、当初の旧組合員117人は県サイドの主導で選別されたのであり、その後は新たに加入しようとするれば組合員3名以上の紹介により組合員会の承認を経ることを要したから(「組合規約」第26条)、経済力という階級的なものだけで組合員になれたわけではなく、社会的地位(地方名望家のみならず、組合が必要とする技能を職業上もつ者)などの身分的なものも問われたはずである。もっとも、上記の第26条は絶対必要条件とはならず、次のように適用しないばあいもあった。1908年12月2日の臨時組合員会で「組合出資増額ノ件」を議決し、新口180口(うち120口は「現在組合員ノ権利」とし「残余ヲ新加入者ノ申込トス」とされた)を募集することにした際、これに応募してくる新加入者にはこの第26条の規定を適用しないと、新口を持ってくれる者に加入しやすい措置をとることになる。

- 5) 組合員会は定例総会(毎年1回)の他に臨時総会(臨時緊要の事件に対応して理事が招集したり、組合員総数の1/3以上の請求に応じて理事が招集)がありうるにしても(「組合規約」第16・17条)、日常的な機能をもたない。それをもつのは、①移住者奨励の方法、②韓国で着手される農場の位置の選定と農場経営の方法、③組合が所有することになる財産の取得・維持・増殖の方法、これらの3事項が委任された理事であり(「組合規約」第16条)、しかも7人いるから、「理事ノ業務ノ一部ヲ理事長又ハ理事ノ一人ニ委任スルコトヲ得」(「組合規約」第9条)とあるように実際は1人の理事(通常は理事長のはず)が理事(長)—幹事—技師—書記の指揮系統で組合経営組織を保持していたとみてよいだろう。なお、補佐役の顧問は1908年3月11日創立総会閉会後の理事会で前岡山県農会幹事兼技師の岸歌治と岡山県農会技師の柚木梶雄が選ばれ(『山陽新報』1908年3月13日「韓国農事組合創立総会」、『岡山県会史』第3編、1914年、716頁)、技師には岡山県庁の技手兼属の南多平が就任する。そして、組合員の互選による建前であったが実際は組合創立総会で座長の県知事が指名した理事7人のうち、4人は県議(藤原元太郎・高戸郁三〔県会議長〕・戸田江三郎・河本直一郎)、あとは実業家(小幡金平)・豊福泰造(1912年5月、衆議院議員)・水田富太郎であった。理事長に就任した藤原元太郎は1915年3月に衆議院議員となる。したがって、この組合の役職員は岡山県の半官民的性格が濃厚と目されたであろう。県サイド(県庁と県議会)の主導によるその成立事情に加えて、韓国に「出張所」が設置されるのに対して岡山市に設置されるものとされた「事務所」が岡山県庁内におかれたことも(組合員宛ての葉書の差出人は「理事長 藤原元太郎/岡山県庁内」とあるし、同じく返信用葉書の表書きには「岡山市岡山県庁内/韓国農業奨励組合事務所/御中」とある)、この組合が県庁の機関のごとき印象をあたえたであろう。
- 6) 田中慎一「満韓視察員と韓国農業奨励組合」(『北海学園大学経済論集』第38巻第2号、1990年)
- 7) 組合の存立期間は、1908年から10ヵ年と定められていた—「本組合ノ存立期間ヲ滿十年トス但時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ」(第6条)。結果的には、文中の但し書きが適用されることはなかった。「組合ハ存在期間ノ滿了又ハ総組合員四分三以上ノ同意ニヨリ県知事ノ認可ヲ得ルニアラサレハ解散スルコトヲ得ス」(第29条)、「組合ヲ解散シタルトキハ二名以上ノ清算人ヲ撰定シ清算ニ関スル一切ノ事務ヲ委任ス」(第30条)にのっとり、解散となり清算に入るのは1918年に至ってからである。
- 県の補助金は、その前半の1908~12年の5ヵ年継続して毎年6,000円、合計30,000円が交付された。組合の存立期間10年のうち前半の5年間は補助金で支えるかたちになっている。そのあとは補助

## I 韓国農業奨励組合の構成

### 1 組合という組織形態

民間レベルで比較的規模の大きい対韓経営組織をつくるばあい会社形態と組合形態がありうる。韓国農業奨励組合がその名称にあるごとく組合形態をとったのには第一に、対韓植民政策という国家行動と連動する県政策を岡山がとるばあい組合形態の方が県政策を反映しやすく（県政策の実現手段としての組合ということになる）、第二に非営利的な事業も含むことになるゆえ適合的で、第三に県会と県庁の支持があることで組合員を募集しやすかったこと、などの理由をあげうる。全面的ではないが非営利的な植民政策の性格をもつゆえ組合形態の方が積極的に選ばれたといえるのであるが、組合の目的に即しつつ今少し具体的にみていこう。

### 2 組合の目的

組合の目的が書かれているのは「組合規約」の第2条（拙稿で引用してある）で、その条文は前半と後半の二つの部分からなっている。二つの目的を盛り込むためにそうになっているが、そして拙稿で引用して指摘したことだが、岡山県に先行して福岡県で設立されていた類似の組合（「農事奨励組合」）の目的をしるした規約の条文にならった結果である。ならい方はどうかということ、条文の前半部分は同じであり、後半部分も酷似しているが、二つの箇所書き換えられている。

同じという前半部分は「本組合ハ韓国ニ移住シ農業ニ従事スルモノヲ奨励指導シ又ハ監督シ」という条文である。対韓移住農業従事者の保護措置といえようか。いま対韓移住農業従事

者と言いかえたわけだが、これの実体には解釈の余地がある。福岡県のばあいは拙稿で紹介したように「自営ノ方針」とあるから、この対韓移住農業従事者の実体は自作農と考えてよい。これは岡山県にも基本的にはあてはまるが、岡山のばあい自作農だけに限定してはいないようである。それは組合の目的を記した条文の後半部分が次のようになっているからである。

第2条の後半部分は「韓国中適当ノ箇所ニ農場ヲ設ケ移住者農業経営ノ模範ヲ示スヲ以テ目的トス」であるが、文中の「農場」と「移住者農業経営」は、福岡県のばあいではそれぞれ「試作地」と「農事改善」となっていたのが、そのように書き換えられたものなのである。その意図に込められた対韓農業植民のイメージはいかなるものか。

おそらく、対韓移住農業従事者による農業経営は、自作経営と地主経営が想定されていたのではないか（農場を営んでみせ自作経営と地主経営の具体例を示さんとしたのではないか）。つまり対韓植民運動として、建前は自作農主義だが、現実的には地主経営でもかまわない。両者の持ち場を分ければ、移住者数としては自作農を基本としつつも、実質的な土地投資額としては地主経営も促すということであろう。とりわけ、国内では拡大が困難になりつつあった大地主経営をさほど遠くない海外で比較的短時間で起業させるといふ希望的観測が込められていたのではないか。そのことは、組合のメンバーである組合員に岡山県の有力な地主がいて、その階級的利害が反映されたものとも、あるいは県政策として対韓地主的進出を是認したものとも理解することができるのではないか。

### 3 組合員

なんといっても韓国農業奨励組合は組合員からなる組織であるから、その組合員について一応みておく（組合員の人数は口数と関係しており、その口数は出資金と関係している）。組合員は本籍岡山県かつ県内3年以上居住者とさ

金なしでもやっていける組合の経済的自立期になるはずと予定されていたことになる。

本稿は、補助金をあおいでいた前半期を中心に検討する。

れた。かかる意味での岡山県民に限ったからこそ県も補助金を交付しやすく、また組合形態がそうした限定を可能にした。「岡山県韓国農業奨励組合」と県名を形容詞のようにつけて称される事もあったくらいである。組合員の義務は持分（一口100円）に応じての出資で、当初の口数は120口、それが組合員に一口づつ持分とされることで120人の組合員を予定していたことになる。1908年3月3日の組合創立委員会までに117人は決まっていた（表2で筆者がつけた組合員仮番号No.1～No.117）。これをいわば旧組合員<sup>8)</sup>とすれば、あとで加入してきた者（表2のNo.118～No.160）は新組合員といえる。

さてその後、当初の口数（120口）を旧口とし、別の口数180口で出資金増額を意図した。この新口のうち120口は旧口を持つ旧組合員の権利とされ、残る60口は新規加入者に一口づつ持たせるものとされた。旧組合員プラス新組合員でおよそ180人規模の組合員を予定していたことになろう。しかし順調にはいかなかったらしく<sup>9)</sup>、せいぜい160人ではなかったか。その後組合員数が確認できたのは3時点で、まず1909年4月では154人<sup>10)</sup>、そして組合設立以来1913年6月までに旧組合員12人（表

2で氏名の右肩に△印をつけた者）が減り148人<sup>11)</sup>となり、さらに1914年8月までに11人（表2で氏名の右肩に▲印をつけた者）が減り137人<sup>12)</sup>となった。脱退者<sup>13)</sup>が続出していたようなのである。そもそも初年度のうちから、3人の組合員が持分を譲渡していた<sup>14)</sup>。そして次年度も早々に18人の組合員が持分を譲渡したが、そのうち5人は組合設立の発起者（20人いたから、発起者の1/4に当たる）であった。

8) もっとも、あと3人が1908年3月から4月にかけて加入してきた可能性がありそうだが（出資第1回払込みは組合設立後1ヵ月以内とされていたから）、実際そうはならなかったであろう。規約は当初の組合員と、あとから加入してくる者を区別し、後者について「組合会ノ承認ヲ得テ加入スルモノハ加入当時ニ於ケル各組合員ノ出資払込額ト同一額ヲ組合ニ提供スルノ外加入金ヲ差出スコトヲ要ス」（「組合規約」第26条第2項）として旧組合員には課していなかった加入金を義務づけていた。この加入金の額が具体的に決められるのは、1908年12月2日の臨時組合員会で議決された「組合出資増額ノ件」であり、そこにおいて「新加入者ニ対シテハ加入金ヲ出資一口ニ付金参円トス」と、出資1口ごとに3円の加入金額が定められたからである。この時まで新加入者はなかったと判断せざるをえない。

9) 新口180口のうち120口は組合員の権利とし、60口は一般に募集し、申込期限は12月25日とされたが（『山陽新報』1908年12月4日「韓国農事奨励総会」）、この180口に対して翌1月6日現在まだ32口が応募のないまま残っていたという（同紙、1909年1月7日「韓国農事奨励理事会」）。もっとも約1週間後には「六十株は一般より募集せしに多少の異動を生ぜしも已に満杯となり」と報じられてはいる（同紙、1909年1月13日「韓国農事組合資金申込」）。

10) 『山陽新報』1909年4月24日「韓国農業奨励組合」。

11) 1913年6月26日付、釜山地方法院朝鮮総督府裁判所書記からの「訴状送達及期日呼出状」から、この時点での組合員数が148人であること、またその氏名が判明する。

12) 1914年9月16日付、大邱覆審法院民事第二部朝鮮総督府裁判所書記からの「控訴状送達及期日呼出状」から、この時点での組合員数が137人であること、またその氏名が判明する。

13) 脱退は組合への不満が表面化したものだが、はじめの12人の脱退はおそらく初期しかも早いころに起こり、その主因は出資金にかかわるもの（旧口の第2回払い込みや新口の引き受けを嫌ったこと）であったろう。あとの11人の脱退は裁判（後述）にかかわるもの（被控訴人となるのを嫌ったこと）であろう。いずれも組合員であり続けることの不利益を感じ取ってのことであろうが、脱退しても既納の出資払い込み金は組合が解散するまで払い戻されなかった。「組合員ハ組合員会ノ承認ヲ経テ持分ノ売買譲与又ハ脱退ヲ為スコトヲ得ノ脱退タル組合員ノ持分ハ組合解散迄戻ササルモノトス」（「組合規約」第27条）。この第27条の第2項はどのような事態を想定してのことなのであろうか。持口数すべてを譲渡しようとして対応する譲受人が出てくれば自動的に組合員でなくなり組合から完全に脱退したことになる。問題なのは持口があるまま（譲渡したいにもかかわらず譲受人が見出せないまま）脱退を希望する組合員が出てくるばあいである。脱退したいが脱退できないでいると、持口に応じた追加の払

その結果、組合の役員とりわけ理事、しかもその一部に持分の集中化が生じていた<sup>15)</sup>。なお、持分を複数、しかも多くの口数を持つメリットはあまりない。利益分配の可能性はごく小さく<sup>16)</sup>、持分の多寡に応じて組合員の権利に大小はない。1口あれば事足りる。むしろ複数の持分は出資金の負担を増す。せいぜい役員<sup>17)</sup>、

とりわけ理事の勢力源になるくらいか。

いずれにしろ組合の吸引力が弱かったからで、発起者の間ですら組合の魅力はすぐ薄れたようだが、ともかく旧組合員が存続し、予定通りとはいかないにしても新組合員の加入があったのは組合の対韓植民経営という対外事業の目新しさ、その情報源としての利用、地方在住ながら国家政策に繋がらうという自負心の刺

い込みをしなればならなくなる。それを避けるために、持口のまま議決権を失い脱退することもありえるし、少なくとも払込済金については組合が解散する際に組合財産から払い戻してもらうことを請求できる。このような事態を想定したものではないか。とすれば、脱退者の持分はそのままでありながら持分主権を失うことになるにもかかわらず敢えて組合員としての権利を放棄するのだから、組合への不満の一部で相当なものになっていたこと、つまり組合経営の状況に容易ならざる問題があったことがうかがわれる。本稿がこの組合の展開過程を考察しているのもそのためである。

- 14) 1908年12月2日の臨時組合員会で議決された「組合員出資持口譲渡承認ノ件」によれば、組合員No1, 93, 94は1口づつをそれぞれ同地域の市・郡民に譲渡している。この時の譲受人はそれぞれNo118, 153, 154の組合員となっている。この時の持口の譲渡で前者3人は組合を脱退したことになる。組合員が3人いれかわったであろう。念のため以上を譲渡人（譲渡する口数）→譲受人の形で示すと、No1（1口）→No118, No93（1口）→No153, No94（1口）→No154, となる。
- 15) 1909年4月30日の組合員会では3つの決議事項があった。①「明治四十二年度歳入出予算」、②「組合規約変更ノ件」、③「組合員出資持口譲渡承認ノ件」である。（明治42年4月1日付、岡山市岡山県庁内韓国農業奨励組合事務所宛て返信用葉書の「委任状」）このうち③が実際に議決された「組合員出資持口譲渡承認二関スル件」によれば、18人（No21, 29, 35, 39, 41, 42, 44, 45, 69, 71, 74, 75, 76, 77, 86, 88, 114, 154で、うちNo29, 69, 74, 77, 114の5人は組合設立発起者）が出資持口あわせて19口（No29を除いて全員が1口を譲渡。No29の日下部虎治【上道郡の県議】は2口を譲渡し、なおかつ組合員であり続けるから、譲渡前は少なくとも3口は持っていたことになる。組合設立後1年ほどで、役員になっていないにもかかわらず一部の組合員が通常より余計な口数を持っていたことになる。おそらく、さばききれなかった口数を持たざるをえなかった結果であろう）を8人（No24, 43, 55, 90, 131, 138, 139, 150）に譲渡している。8人の譲受人のうち4人が組合の理事で、藤原元太郎（No43, 児島郡の県議で組合

の創立委員）が5口、高戸郁三（No55, 浅口郡の県議）と河本直一郎（No90, 真庭郡の県議）が3口づつ、水田富太郎（No24, 邑久郡の県議で創立委員）が1口の譲受である。この結果たとえば理事長の藤原は少なくとも持分7口になっていたであろう。そして①から、この時の組合員会は年度初めの定例のものだったことになるが、②が実際に議決された「組合規約変更二関スル件」によれば、組合員会を成立しやすくし（組合員1/2以上出席という成立要件を1/3以上にした）、また持分の譲渡や組合員の脱退を承認する権限を組合員会から理事会に変更している。理事会の権限を強め組織を機能的にしたわけだが、第2年度初めに規約の変更は早すぎるというものであり、むしろ設立後おおよそ1年の間に何らかの予期せぬ事態が生じつつあったことが直接の原因であろう。その事態とはおそらく、組合員の芳しくない動向（持分の譲渡希望や組合脱退の希望）と出資金払い込みの停滞ではあるまいか。いずれにしても、この時以降の持分の譲渡・譲受関係が残存資料上不明なのは、その権限をもつことになった理事会の資料が見出せないからである。

- 16) 「組合ノ事業及財産ヨリ生スル利益ハ当分ノ内分配ヲ為サス漸次増殖ノ謀ルモノトス」（「組合規約」第15条）とあるから、組合に加入する動機が投資目的とはなりえない。
- 17) 組合には役員として理事（組合を代表し組合の事務を総理する者で組合員の互選、定員7名、うち理事の互選で1名を理事長。理事会の意見を聞きつつ理事長は組合員のなかから顧問を推選し、また職員を任免する）・顧問（組合の事業を補佐する者で若干名）、職員として幹事（理事の指揮をうけ組合の事務に従事する者で3名、うち1名韓国駐在）・技師（理事・幹事の指揮をうけ技術業務に従事する者で1名、韓国駐在）・書記（理事・幹事・技師の指揮をうけ組合事務に従事する者で1名、韓国駐在）がおかれることになっていた（「組合規約」第7～10条）。こうした役員・職員の業務権限関係は次のようになる。

┌顧問  
理事長—理事—県事務所—幹事  
└韓国事務所（出張所）—幹事—技師—書記

激、県政策へ結集するという愛郷心の発揚、そして自ら対韓植民者（地主的進出も含む）にならんと期待、などからであろう。

#### 4 出資金

出資 1 口の金額が 100 円とされた出資金は 120 口、1908 年の 60 円に始まったあと毎年 10 円づつで 1912 年に払い込み完了する、これが組合設立当初の予定であった。しかし、1908 年 4 月上旬に「組合の増資云々に就ては或一部にて唱道さるるも尚纏りたる意見とてなく単に発展策として増資を必要とすと云ふにある」と早くも新口のことが話題にのぼるようになり<sup>18)</sup>、その後 9 月 1 日の理事会は「増資問題を協議し之を決定したるも其程度に至りては俄に確定するを得ず<sup>19)</sup>」と組合出資の増額は決定したものの新口の口数は未定とされていた。そして 12 月 2 日の臨時組合員会で「組合出資増額ノ件」が議決され「本組合出資ヲ増額センカ為メ新二百八十口募集セントス」と定められた<sup>20)</sup>。このように新口として 180 口ふやされ、しかもこの新口の初回の払込金が旧口のそれより 10 円増しの 70 円となることで、「組規約」の変更<sup>21)</sup>までなされることになった。とはいえ、旧口も新口も 2 回目からの払込金は原則的に毎年 10 円づつというのが出資金の基本方針だったであろう。

旧口 120 口に新口 180 口を加えて出資総口数を 300 口にしたので、払い込みが完全に済めば出資金総額は 3 万円になる。県からは 1908 年から毎年 6 千円を 1912 年まで交付されるから補助金総額は 3 万円になる。つまり両者を同額にしようと思図したものであろう（そのばあいは補助率 50% といえようか）。そのため、1908 年に旧口 1 口につき第 1 回払込金 60 円、1909 年に旧口 1 口につき第 2 回払込金 10 円と新口 1 口につき第 1 回払込金 70 円、1910 年に旧口 1 口につき第 3 回払込金 10 円と新口 1 口につき第 2 回払込金 10 円、1911 年に旧口 1 口につき第 4 回払込金 10 円と新口 1 口につき第 3 回払込金 10 円、1912 年に旧口 1 口につき第 5 回払込金 10 円と新口 1 口につき第 4 回払込金 10 円、の予定を出来れば実行したいというのが理事側の立場であったろう。そうなれば、組合存立期間 10 ヶ年の前半 5 ヶ年で出資払い込みが完了する仕組みになり、補助金交付完了と平仄が合うからである。

しかし、初年度の 1908 年度に出資払込未済金 1,215 円<sup>22)</sup>が生じているように、出資金は順調に払い込まれなかった。組合の収支予算書・決算書が完備していないので筆者の試算を伴わざるをえないが、出資金の収入額がその予算額と決算額とで余りに食い違うこと、次のようである。(表 3、参照) ①1908 年度～⑤1912 年度の 5 ヶ年度、出資払込金収入予算額は①

18) 『山陽新報』1908 年 4 月 15 日「韓国農事奨励組合」

19) 『山陽新報』1908 年 9 月 2 日「韓国農事奨励理事会」

20) 1908 年 12 月 5 日、韓国農業奨励組合理事長からの通知「組合出資増額ニ関シ新口申込ノ件」。

21) 1908 年 12 月 2 日の臨時組合員会で「組合出資増額ノ件」を議決した際、「増額募口第一回払込金額八金七拾円トス」と定めたため、連動して当日の組合員会で次のような規約の変更決議がなされた。規約第 12 条「出資第一回払込金額ハ一口ニ付金六拾円トシ設立後一ヶ月以内ニ払込ムモノトス」の削除であり、新口の第 1 回払込金額が 70 円となったことに対応させるためである。また、第 13 条「第一回払込後ハ壹ヶ年金拾円宛ヲ理事期限ヲ定メ之ヲ払

込マシム」は、「出資払込ハ業務経営ノ必要ニ応シ理事金額並ニ期限ヲ定メ之ヲ払込マシム」と変更されている。新口の第 1 回払込金 70 円に合わせて旧口の出資金を初年度で小計 70 円とし、したがって旧口の第 2 回払込金 10 円を初年度のうちに課するためである。事実、1909 年 1 月 10 日付の組合理事長から組合員宛て「通知」（「出資払込ニ関スル件」）により、旧口第 2 回払込金 10 円と新口第 1 回払込金 70 円を 2 月 5 日までに払い込むよう通知されている。当初の固定的な払い込み計画が柔軟になったともいえるが、第 2 回払込金以降に毎年づつ払い込ませる確信が理事側に揺らいできたためとも解しうる。

7,200円(21,000円)<sup>23)</sup>→②4,215円→③3,600円→④2,970円→⑤0円であるが、同決算額は①19,785円<sup>24)</sup>→②415円→③310円→④0円→⑤0円(決算額累計20,510円<sup>25)</sup>,これは出資金予定総額3万円の68%にすぎない)であったろう。その間に、出資金の総口数も①300口→④297口→⑤293口(この293口は1914年まで確認できる)と減少している<sup>26)</sup>。どうやら出資金は293口まで1口につき、70円までしか払い込まれなかったようなのである。そうだとすれば、組合員が出資金の払い込みに応じられないような、また理事側も出資金を払い込まない組合員の除名を躊躇せざるをえないような事態が生じつつあったことになろう。

- 22) 「明治四十二年度韓国農業奨励組合収支予算書」の「出資払込金」という科目(当年度予算額4,215円)の「附記」欄に、「出資第三回払込金一口金拾円三百口」(旧口の120口については第3回だが、新口の180口については第2回のはずであるにもかかわらず、上記のように略したものであろう)3,000円の左横に「出資払込未済金過年度収入」として並記されているもので、これ以上の説明は一切ないから、この1,215円の内訳は推計してみるよりほかにない。手掛かりは5円という端数がでていて、これは加入金(3円)や保証金(5円)で解するしかないが、加入金の方は「雑収入」という科目に属するものとされているので、保証金の方になる。かつてのいわゆる数Ⅰのレベルで試算すると、65円(新口の保証金5円しか払い込んでいないため第1回払込金70円のうちの未払込金)×9口(新口で応募されたもの)+70円(まだ応募されていない新口の第1回払込金)×9口=1,215円、ではないだろうか。
- 23) 当初(組合設立時)の出資払込金収入予算額は7,200円であり、表3でもそうしてある。あとで同じ初年度内に新口が募集される運びとなったことで、この1908年度中に(具体的には1909年2月までに)21,000円(当初予算額に補正予算額が加わったようなもの)の出資払い込みが期待されていたことは明白である。ただし、旧口120口すべてが第1回払込金(60円)と第2回払込金(10円)を完納し、また新口180口すべてに応募があってその第1回払込金(70円)が完納されて実現可能な金額である。

## II 事業内容

### 1 設立当初の事業計画(事業の立案)

県庁内には岡山(県)事務所だが、朝鮮半島のどこかに韓国事務所が設けられるようになっていた。したがって朝鮮で農業経営に着手しようとする組合の当初の構想<sup>27)</sup>をみておく(表3

- 24) 21,000円-未済金1,215円=19,785円が1908年度の出資金払込額になる。その内訳は全く明瞭でない。強いて推測すれば、例えば次のようになる。旧口120口と新口162口の合わせて282口が70円を払い込んで計19,740円、9口は保証金5円の払い込みに止まって計45円、合計19,785円。このばあい291口になり、新口は171口しか応募されず、9口が残ったことになる。それゆえ、保証金が払い込まれただけで65円が未払い込みのままの9口(65円×9口=585円)、まだ応募されずに残っている9口(70円×9口=630円)、合計1,215円になる。これを導くまで筆者は数Ⅰを試みてきたが、資料が完備していない現状ではこれが筆者にとって今のところ整合的な仮定である。
- 25) 1913年度組合収支決算額に配当金1,465円がある(表3,参照)。出資払込金140円の実質的な組合員であった西服部家(『永豊財産記録集』第2号[1-a-6]によれば、西服部家は1914年度末の時点で「営業部」として朝鮮農業奨励組合に140円を出資しているが、これは2口についてそれまでに払い込んだ金額である)は、10円の配当金を受領しているから(『営業・通常・永豊三部記録集』[1-a-1]によれば、1914年6月21日に服部和一郎口座に石井卯次郎の指示どおり持分1口につき配当金5円が振り込まれている。これは前者が組合の実質的な加入者で、後者が形式的な加入者であったことを示す。そして『日誌』[1-b-0-184]によれば、配当金10円が払い込まれたとある)、1,465円×(140円÷10円)=20,510円となり、これが出資払込金決算額累計であることは間違いないところである。また、西服部家は持分2口であったから、(1,465円÷10円)×2口=293口となり、これが当時の組合の応募済みの口数であった。また、1914年度の配当金1,025円からも同様な結論が導きだせるから、この20,510円と293口が組合の出資払込金累計額と応募済み持口であったとみなしてよいであろう。
- 26) この減少の理解には難がある。理事側は予定の総口数300口を実現困難と知り始めることになり少ずつ減らしていき(はじめから募集しない口数が増えていくということであろう)、最終的に応募されたのは293口だったと解しておきたい。

表3 組合の収支予算・決算(1908~11年度, 1913~15年度)

(単位:円)

年 度	1908 (M41)		1909 (M42)		1910 (M43)		1911 (M44)		1913 (T 2)		1914 (T 3)		1915 (T 4)
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算
科 目	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算
収 入													
出資払込金	7,200	19,785	4,215	415	3,600	310	2,970						
補助金	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000						
農場収入	2,030	...	3,768	...	2,283	1,416	2,205	1,791	2,965	2,409	1,501	1,501	2,463
内訳①農場収入	...	...	401	...		901	1,409		2,533	1,827	1,135		
②小作料	...	...	3,367	...			393						
③貸家料							514	402	432	432	366		
④果樹園小作料										150			
雑収入	—	...	250	...	300	34	100	782	1,487	763	788	763	
繰越金	—		12,000		2,712	2,712	5,656	2,468	2,468	2,847	2,847		1,083
合計	15,230	...	26,233	...	14,895	10,473	16,932	5,042	6,921	6,019	5,137		4,310
支 出													
土地購入費	4,290	5,843	16,430	7,654	6,997	—	4,977						
土地整理費	—	...	128	...	40	44	4,463	20	393	20	13		20
家屋建築費	2,025	...	1,570	...	110	81							
事務所費	5,518	...	4,771	...	4,578	3,673	4,630	856	889	736	1,038		811
内訳①俸給	2,580	...	1,200	...	1,560	1,116	1,440	120	120	120	120	120	120
②諸俸給	438	...	524	...	399	369	355			10	17		10
③旅費	1,008	...	1,122	...	977	939	1,170	119	286	119	365		119
④賞与	455	...	630	...	630	582	630	470	350	350	350		350
⑤備品消耗品	636	...	464	...	233	218	205	25	13	25	7		25
⑥印刷通信運搬費	350	...	625	...	520	103	460	27	44	27	58		27
⑦修繕費・雑費	50	...	205	...	258	343	370	95	73	85	87		160
会議費	80	...	234	...	220	155	210	103	69	103	72		103
農場費	1,864	...	1,060	...	752	606	594	320	562	502	315		239
内訳①諸俸給	1,324	...	655	...	489	357	365	320	562	502	315		
②農具費	281	...	57	...	25	13	35						
③果樹園費	—	...	108	...	49	54	25						
④種苗費	119	...	150	...	90	89	65						
⑤肥料費	140	...	90	...	64	55	64						
家畜費	339	...	40	...									
造林費	—	...	540	...									
移住奨励費	500	...	600	...	1,100	110	1,100	100	—	—			
租税	73	...	316	...	296	145	146	450	272	520	336		650
借地料	500	...	10	...			10		242		267		
訴訟費									177	300	1,015		200
合計(その他共)	15,230	...	26,233	...	14,895	4,816	16,932	2,050	2,608	2,382	3,028		2,200
剰余金	—		—		—	—	—	2,991		3,636			2,110
翌年度繰越金		12,000		2,712		5,656			2,847		1,083		
配当金	—		—		—	—			1,465		1,025		

出典: 「明治四十一年度韓国農業奨励組合経費収支予算書」, 「明治四十二年度韓国農業奨励組合収支予算書」, 「明治四十三年度韓国農業奨励組合収支決算書」, 「明治四十四年度韓国農業奨励組合収支予算書」, 「大正二年度朝鮮農業奨励組合収支決算書」, 「大正三年度朝鮮農業奨励組合収支予算書」, 「大正三年度朝鮮農業奨励組合収支決算書」, 「大正四年度朝鮮農業奨励組合収支予算書」より作成。

備考: (1)上記の出典からわかるように組合の存続期間(明治41年度~大正6年度)の各年度の収支予算書と収支決算書がすべてそろっていない。年度別では大正3年度だけがそろっており、他の年度はどちらかがあればよい方で、明治45年度・大正5年度・大正6年度の3カ年度はどちらもない。そのため、科目(そして内訳の小科目)ごとの予算額と決算額の対比とその年次的に推移する額の変化は十分には知り難い。

(2)・は不明、一はゼロ、空欄は予算書や決算書に当該科目(内訳の小科目も同様)がないもの。

(3)農場収入の内訳①農場収入の明治43年度からの数値は小作料を含むものと考えられる。なお、明治44年度の農場収入の内訳②小作料は金納小作料とされている。

(4)借地料という科目の大正2年度からの数値は借地料ではなく、密陽水利組合費である。1912年頃に密陽水利組合に加入したのであろう。

表 4 土地購入費の内訳 (1908 年度当初予算)

土地種類	反当り地価	購入予定面積	購入予定価格
農場	60 円	7 町歩	4,200 円
敷地	30 円	3 反歩	90 円
合計		7 町 3 反歩	4,290 円

出典：「明治四十一年度韓国農業奨励組合経費収支予算書」による。

表 5 韓国農地価格の情報 (1906 年)

地目	等級	1 斗落(水田) (平均 4 畝) 1 日耕(畑) (平均 2 反)	
		円 銭	円 銭
水田	上	15.00	37.50
	中	8.00	20.00
	下	4.00	10.00
畑	上	40.00	20.00
	中	28.00	14.00
	下	20.00	10.00

出典：「山陽新報」1906 年 1 月 11 日「韓国最近の地価」より作成。  
備考：(1)なお、「此相場は京畿忠清兩道及び江原道の一部に於ける概算にして全羅慶尙兩道は廉く黃海平安兩道は一層低値なりと云ふ」との説明がなされている。  
(2)当時の韓国では耕地の単位が地目によって異なっていた。日本の水田にあたるもの(韓国では「菴」という)は「斗落」という単位であり、日本の畑にあたるもの(韓国では「田」という)は「日耕」という単位であり、いずれも絶対面積を表すものでなく、斗落のばあいは土地生産性によって、日耕のばあいは労働生産性によって違ってくる相対的なものであった。これらを日本の面積単位に換算しようとするならば、一般的には平均値をとらざるをえない。

のなかの 1908 年度予算を参照のこと。

初年度予算書には農場収入 2,030 円とあり、それは「農場七町歩」から反当 29 円の収入があるだろうとの目論みによる。そのために、まず土地購入費として予算計上された 4,290 円の使途予定によれば(表 4, 参照), 反当り地価 60 円(そのころ岡山に伝わって来ていた韓国農地価格の情報である表 5 と対照させれば, それが 2 年前のものであることを勘案しても, 比較的高地価の優等地を想定していたことになる)の農場 7 町歩と反当り 30 円の敷地 3 反歩(900 坪)である<sup>27)</sup>。

土地購入費と並ぶ不動産取得費用である家屋建築費 2,025 円の内訳(表 6, 参照)によれ

表 6 家屋建築費の内訳 (1908 年度当初予算)

家屋の種類 (その他, 含)	建坪 (㎡)	坪単価 円 銭 厘	建築費 円 銭 厘
事務所	18 坪(59.4)	50,000	900,000
農夫舎 畜舎	45 坪(148.5)	24,555	1,104,975
井戸	1 ヶ所	20,000	20,000
合計	63 坪(207.9)		約 2,025,000

出典：表 4 と同じ出典より作成。

表 7 組合の役員・職員の俸給と恵与(賞与) (円)

配属先	役員・職名 (役・職別)	賃金形態		小計 (年賃金)	恵与	計
		(人数)	年俸 月俸			
県事務所	理事(役)	(1)	60	60	20	80
	顧問(役)	(2)	—	—	200	200
	幹事(職)	(2)	5	120	—	120
事務所	幹事(職)	(1)	80	960	80	1,040
	技師(職)	(1)	70	840	70	910
	書記(職)	(1)	50	600	50	650
合計			2,580	420	3,000	

出典：表 4 と同じ出典より作成。

備考：県事務所配属の 2 名の幹事は県庁役人の兼業であろう。

表 8 組合の雇人の諸俸給と恵与(賞与) (円)

配置先	雇人	賃金形態		小計 (年賃金)	恵与	計
		(人数)	日給 (延べ日数)			
事務所	農夫長	(1)	0.70	255.50	5	260.50
	小使	(1)	0.50	182.50	5	187.50
農夫舎	農夫	(5)	0.60	1,095.00	25	1,120.00
	臨時農夫	[459]	0.50	229.50	—	229.50
合計				1,762.50	35	1,797.50

出典：表 4 と同じ出典より作成。

ば, 建坪 59.4㎡(18 坪)の比較的簡素な「事務所」(韓国出張所<sup>28)</sup>)を中心にして(1ヶ所しかない井戸は事務所の隣に掘ることになる)近くに, 合わせても建坪 148.5㎡(45 坪)程度の農夫舎・畜舎ができるはずであった。これらの建築予定の家屋に配属される職員(表 7, 参照), そして配置される人(農業関係従事者。表 8, 参照)と家畜をみると, 「事務所」には本国(岡山県)から派遣(表 9, 参照)され

27) 組合の当初の構想というばあい, 1908 年 3 月 11 日の組合創立総会で決議された「明治四十一年度韓国農業奨励組合経費収支予算書」に盛り込まれたものを指し, その後の構想(1908 年 12 月 2 日の臨時組合員会を必要とした新口の募集と出資金払い込み増額が可能にする予算の膨張にもとづく構想の変更)と区別する。

28) 購入地は転売するのではなく, 所有地として保持するものとされ, 反当り 1 円の租税負担を計上している。

29) 「組規約」では韓国に設置する出張所を「韓国事務所」とも称していたが, 1908 年 12 月 2 日の臨時組合員会での部分的な規約変更決議で「韓国出張所」に改めることになる。岡山市に(具体的には岡山県庁内に)設置した組合の「県事務所」と紛らわしくなるからであろう。

表 9 旅費の内訳 (1908 年度当初予算)

役・職員	汽車賃			汽船賃				日当			宿泊料			食卓料			計 (円)	韓国行 回数
	距離 (哩)	単価 (円)	金額 (円)	距離 (哩)	単価 (円)	金額 (円)	下関・釜山 間往復	日数	単価 (円)	金額 (円)	宿泊数	単価 (円)	金額 (円)	日数	単価 (円)	金額 (円)		
理事	4,112	0.05	205.60	960	0.05	48.00	4 往復	40	1.00	40.00	36	1.50	54.00	24	1.50	36.00	383.60	9泊10日×4回
幹事	4,626	0.05	231.30	1,080	0.05	54.00	4 往復半	62	1.00	62.00	57	1.50	85.50	12	1.50	18.00	450.80	14泊15日×4回 1泊2日×1回
技師	1,542	0.05	77.10	360	0.05	18.00	1 往復半	22	1.00	22.00	20	1.50	30.00				147.10	19泊20日×1回 1泊2日×1回
書記	514	0.04	20.56	120	0.04	4.80	片道	2	0.50	1.00	1	1.00	1.00				27.36	1泊2日×1回
合計 金額 (円)	(1,008.86)																	

出典：表 4 と同じ出典より作成。

備考：(1)汽車賃の距離単位「哩」はマイルで約 1.6 キロメートル、汽船賃の距離単位「哩」は海里で 1.852 キロメートル。

(2)汽車賃と汽船賃の単価に違いがあるが、5 銭は 1 等の、4 銭は 2 等の料金であろう。

(3)韓国行回数のうち、理事と幹事のそれはあくまで平均化した旅行日数である。

た幹事・技師・書記各 1 名<sup>30)</sup>および農夫長・小使各 1 名<sup>31)</sup>が勤務し、農夫舎には年雇の農夫が住み、1 頭当り 60 円で購入できるはずの耕牛 2 頭を使役し<sup>32)</sup>、また様々な農具(表 10, 参照)や労働対象<sup>33)</sup>を用いながら、農業労働に従事する手筈であった。基本的には日本式農法(より具体的には岡山地方のそれであろう)を導入しようとしていたようである。しかも、土

地は購入地だけでなく、韓国国有未墾地 1,000 町歩(年間借地料、1 町歩当り 50 銭で 500 円になる)の利用も予定していた<sup>34)</sup>。

以上をまとめ、また筆者の推論を加味すれば、次のようになるだろうか。最上級の耕地を、それも道具段階の農場経営で出来るくらい過大でない面積を購入するつもりでいた。5 人の年雇農夫を農夫舎に住ませ、用意した農具・家畜を使わせて農業労働に従事させ、また朝鮮人農夫を臨時に雇いながら、稲・麦・雑穀・煙草

30) 韓国に派遣される役・職員の旅行日程のおおよそそのことだが、役員の理事 1 名が平均 9 泊 10 日で 4 回、職員が平均 14 泊 15 日で 4 回、技師は 19 泊 20 日で 1 回、そして幹事の 5 回目と技師の 2 回目と書記の 1 回目(それぞれ 1 泊 2 日)は新設されるはずの韓国事務所に駐在して勤務するための初年度最後の韓国行、という旅行計画が立てられていたのである。なお、その俸給額からして韓国駐在幹事が現地のリーダーとなる予定だったといえよう。

31) 農夫長と小使は職員とはされていず、渡航費の手当もなく、賃金形態も日給であることから、少なくとも当面は現地(韓国)採用者が予定されていたであろう。農夫長は農夫舎に住ませる農夫 5 人(朝鮮人年雇になるのだろう)の管理者で小使と共に韓国事務所につめるから二人とも朝鮮人を予定していた可能性の方が大きいだろう。韓国事務所の「備品費」のなかに「夜具二組参拾円」とある。さしあたり農夫長と小使に使用させる寝具だったのである。

32) 耕牛 1 頭当り 60 円で 2 頭の家畜購入費 120 円、そして 1 頭当り 1 日平均飼養費 30 銭で年間飼養費 219 円を計上している。

33) 種苗費の内訳は米・麦の種子 49 円、雑穀・工芸作物の種子および苗木代 70 円であり、これらは本国から韓国に運び込まれることになっていたようである。なぜなら、「米麦種子其他種苗印刷書運搬費」として 100 円が計上されているからである。また、肥料費は反当り 2 円分を「反別七町歩」に施肥するとして計上されていた。「農場七町歩」といわれているが、すべて耕地とみなされていたわけである。

34) 韓国に対する「未開地」イメージが 1904 年までに形成され、「既墾地」イメージと対蹠的なこの対韓イメージが韓国の現実を反映したものではなくて日本人側の諸願望を投影したものにはすぎないことは山口宗雄氏が明らかにされたところであるが(山口宗雄「荒蕪地開拓問題をめぐる対韓イメージの形成、流布過程について」『史学雑誌』第 87 編第 10 号, 1978 年)、日露戦後しばらくたってからも、韓国には広大な未墾地が存在するとの誤れる通念が日本に流布しており、韓国農業奨励組合も国有未墾地に多大な期待をかけてはいるものの、現実には裏切られる。

表 10 農具購入費の内訳(1908 年度当初予算) (円)

農具の種類	犁	馬耙	鉄	肥箱桶 (20荷入)	肥桶	唐箕・万石・箕 土臼・稻扱・篩	補助 農具
単価 (数量)	10.00 (3)	8.00 (2)	1.20 (25)	7.00 (3)	3.00 (8*)	(各 1)	
金額	30.00	16.00	30.00	21.00	24.00	130.00	30.00
(合計金額)	(281.00)						

出典：表 4 と同じ出典による。  
備考：\* 8 荷である。

など各種の作物を栽培させるつもりで、中農経営規模の直営農場が構想されていたといえよう。農業労働の管理は農夫長がするにしても、労働対象技術は日本人技師の指導であろう。年雇農夫 5 人に農夫長と臨時雇いを加えても年間農業労働力は約 7.3 人にすぎず、畜力も耕牛 2 頭だから、自作小農経営の 2 倍くらいの中農経営規模であり、7 町歩すべてを自耕するつもりであったとは考えにくい。

このような韓国での農業経営構想はそのままでは実現をみない。そもそも立案された事業計画がそのまま実行に移されたかどうかははっきりしないところがある。実際には、現実とのすり合わせを経るなかで見直されつつ変更をこうむりながら徐々に着手されていく。

## 2 韓国事務所の位置の選定

韓国における農業経営であるからにはまず拠点が必要となる。韓国のどこに事務所と農場用地を確保するかがまず問題となった。1908（明治 41）年 3 月 11 日、創立総会終了後に引き続き理事会<sup>35)</sup>が開かれ顧問 2 名<sup>36)</sup>を組合員から選出し、さらに「農業地買収調査」のための「韓国出張員」として理事 1 名と顧問 1 名を派遣することに決めた。あとで県属 1 名が加わり<sup>37)</sup>、あわせて 3 名が 3 月 17 日<sup>38)</sup>に出発、

35) 『山陽新報』1908 年 3 月 13 日「韓国農事組合創立総会」

36) 岡山県農会技師で組合に加入した柚木梶雄と岸歌治が顧問に選定された。なお、『山陽新報』1908 年 5 月 13 日は、1899 年から岡山県農会技師だった柚木の辞職（農会技師をやめる）を報じている。

まず釜山に上陸し、釜山理事庁理事官<sup>39)</sup>が岡山県出身<sup>40)</sup>なので意見をきいたうで北上することにした。その後の日程は次のようである。

3 月 22 日 釜山を発ち大邱へ。途中、密陽駅で下車し、岡山県人の松下・小山が経営する農場を視察。その後、大邱では岡山県人吉田寿一郎、埼玉県人洪沢修一の農業経営方法を調査し、さらにそこの地方状況を調査する。

3 月 23 日 大邱を発ち水原へ。途中、近々群山に通ずる鉄道線路の基点になるといふ噂のある大田駅に下車。水原駅には勸業模範場の野木技手が出迎えにくる。

3 月 24 日 水原に滞在し、勸業模範場・農林学校・林業事務所を視察

3 月 25 日 水原を発ち京城へ

3 月 26 日 韓国統監府を訪問<sup>41)</sup>

その後、平壤・仁川などをまわり<sup>42)</sup>、4 月 5 日ごろ帰国したが「調査の結果愈々慶尚南道密陽付近に約十二町五反歩の畑地を買収し此

37) 『山陽新報』1908 年 3 月 15 日「農事組合の韓地調査」。理事の小幡金平、顧問の岸歌治、岡山県属の南多平である。

38) このとき「韓国出張員」になった南多平は出発を 3 月 18 日としている。（南多平「岡山県韓国農業奨励組合設立の経過及其事業」『韓国中央農会報』第 3 巻第 7 号、1909 年 7 月。以下、南多平稿（一）と略記）

39) 亀山理平太である。

40) 慶尚道にはすでに岡山県人がかなり進出していたらしく、例えば大邱府には日本人居留民 400 戸 2,000 人のうち岡山県人が最大の 400 人を占め、「東門外より北門内外に於ける居留民は農事経営に貿易商に雑貨店に理髮屋に至るまで皆本県人なり」とある。

（『山陽新報』1906 年 3 月 20 日、大邱府通信「居留民と岡山県人」）

41) 『山陽新報』1908 年 3 月 31 日「韓国出張調査員報告」

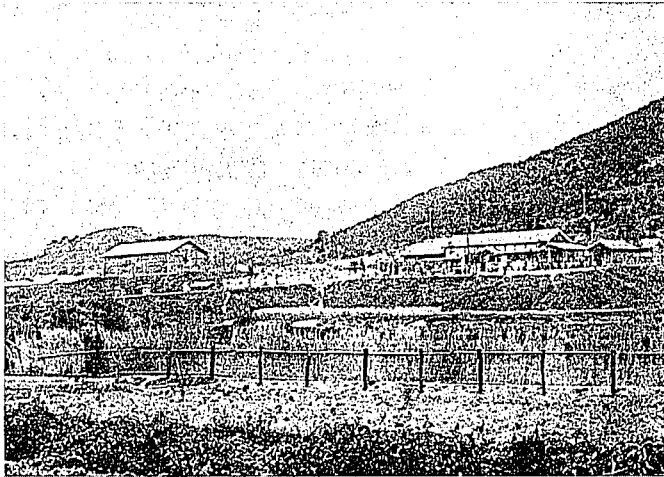
42) 南多平稿（一）20 頁。このなかで、馬山や三浪津でも実地につき調査し、京城では農商工部で当局者の意見を聴取したという意味のことが書かれている。そして組合の韓国事務所の適地を密陽とした理

に農事を経営するに確定したるを以て来る十日頃理事会を本県庁に召集し之れが協議を為す筈なり」と報じられている<sup>43)</sup>。

実際には4月13日に開催された理事会は慶尚南道密陽付近の12町5反歩の買収方針を決定した<sup>44)</sup>。かくして韓国駐在職員が任命され、5月8日、京釜線密陽停車場(写真1、参看)

の前に組合の韓国事務所(仮事務所)が設置され、それ用の正式な家屋および「移住民仮泊所」も建築される運びとなり<sup>45)</sup>、前者に後者が併設される格好で、これらは1908年10月上旬に竣工し(写真2、参看)、10月12日の開所式を迎えた<sup>46)</sup>。

写真1 密陽停車場



出典：韓国農業奨励組合編 『韓国移住農業の奨励』(1910年)

京釜線釜山驛より  
三十八哩の所にあり  
當組合事務所々々  
在地たり

由について、「交通の便否、気候、土質の良否人口の多寡、教育機関及飲料水の如何等農業経営の要素に於て比較的完全なる資格を有し日韓人間の関係も亦円滑を保ちつつある慶南密陽付近は以て当組合事務所の位置として好適せるを認めたるを以て遂に本組合の事務所は之を密陽に設置するに決し」とある。

- 43) 『山陽新報』1908年4月7日「韓国農事経営協議」
- 44) 『山陽新報』1908年4月14日「韓国農事奨励会」。
- なお、当日の理事会には理事4名(小幡・藤原・高戸・河本)、顧問2名(岸・柚木)、岡山県属2名(南・高見)が臨席したという。
- 45) 南多平稿(一)20頁。このとき任命された韓国駐在職員の一員が岡山県属の南多平で、彼は組合の技師(1908年度予算書には「技術員」とある)となつて渡韓し韓国事務所勤務につくことになる。職員の舎宅を兼ねる「事務所」と、移住民が家屋を建築しおえるまで仮泊させておく「移住民仮泊所」とで総工費2,000余円であつた(1908年度予算書の「家屋建築費」と合致する)。なお、韓国駐在職員には南技師の他に、組合幹事の岸本俊一が任命され

たようだ。なぜなら、在韓幹事の岸本が事業報告および1909年度予算編成などの協議のために韓国から7月22日に岡山に帰ってきたと報じられているからである(『山陽新報』1908年7月23日「韓国農事奨励組合」)。

- 46) 1908年9月初めには「来月は韓国農場の事務所建築等も竣成する」と報じられ(1908年9月2日「韓国農事奨励理事会」)、翌10月初めには「岡山県韓国農事奨励組合にては愈々在韓同事務所竣成したるを以て近々之れが開所式を挙げる」と韓国事務所開所式に臨席するため藤原(理事長)・水田(理事)・高見(岡山県属で組合の在岡幹事)の3名が10月4日に急行列車で出発すると報じられている(1908年10月4日「韓国農事奨励会開所式」)。南技師が書いている5月8日は韓国事務所の本格的な建物がないままの取り敢えずの「仮事務所」の開業日であり、正式な開所式は韓国事務所が新築落成してからの10月12日に挙行された。(『山陽新報』1908年10月25日「韓国農場視察報告」)

写真 2 韓国農業奨励組合密陽出張所



出典：前掲『韓国移住農業の奨励』

明治四十一年十月  
竣工せるものにし  
て當組合の韓國に  
於ける事業機関た  
り、京釜線密陽驛前  
に位置し移住者假  
泊の設備あり

### 3 土地集積

#### 〔1〕土地購入の計画と結果

前述の理事会(1908年4月13日)では、1908年度予算書の7町歩規模が拡大され、購入すべき土地の地目についても畑地と宅地と水田の3種にすることを決め、地価も反当り25円～40円に引き下げており<sup>47)</sup>、比較的近い異国とはいえ海外の韓国で土地を取得しようとした際の容易ならざる事態に急ぎよ対応せんとしたのである。

密陽付近ですぐにも12町5反歩買収できそうと判断したのだったが、そのままでは実現しなくなることは約1ヵ月後の次の記事のごとくである。

「韓国農事奨励組合の韓国事務所は今回密陽停車場前に設置したり最初同地にて購入の予定なりし模範農場用土地約十町歩は時機を遅れたる為め僅かに四町歩を買入れ得たるのみなれば其他は付近に於て購入する筈なり」<sup>48)</sup>

1908年5月ではすでに買収の好機を逸しており、ようやく4町歩だけ購入した。この土地取引に直接たずさわつたらしい南技師は「事務打合の為め」5月24日に岡山へもどり、翌25日に県庁内の応接所で理事3名(藤原・高戸・小幡)と協議している<sup>49)</sup>。この5月25日の打ち合わせで協議された「今後の方針」は次のようなものだった。

「密陽付近にて現在の農場以外に好畑地の廉価なるものあるより同組合にては融通の付く限り之を買上げて経営するに決し南技師は本月末帰韓の筈」<sup>50)</sup>

確保したばかりの農場用地に加えて、密陽付近には廉価な良い畑地があるので、資金のつづかざり土地買収を推進し経営の拡大を目指す、というのである。

さて、5月末ごろには南技師は韓国にもど

47) 『山陽新報』1908年4月15日「韓国農事奨励組合」

48) 『山陽新報』1908年5月13日「韓国農事組合」

49) 『山陽新報』1908年5月26日「韓国農業奨励打合」。新聞は理事の一人を小幡と書いていますが、小幡のことであろう。

50) 『山陽新報』1908年5月27日「韓国農業組合土地買入」

表 11 土地購入計画と実績 (1908~12年度)

年度	計 画			結 果		
	予 算	面 積	反当り地価	購買価格	面 積	反当り地価
1908	4,290	7.3	58.77	5,843	19.4	30.12
1909	16,430	水田28.0 畑 80.0	15.21	7,654	畑76.7	9.98
1910	6,997					
1911	4,977	16.5	30.16			
1912	—	—	—			

出典：『明治四十二年度韓国農業奨励組合収支予算書』、『明治四十三年度韓国農業奨励組合収支決算書』より作成。

ってしまい、そのあと岡山に帰ってきた（7月22日）のは岸本幹事である。7月26日の組合役員会（藤原理事長、岸・柚木顧問出席）では、この在韓幹事がそれまでの経過を報告し、ついで今後の方針を協議したという。この経過報告によるのであろう、その時までには組合が購入していた田畑は13町歩余と報じられている<sup>51)</sup>。当時すでに事業規模（特に不動産投資）の拡大による資本不足が見込まれ、資本増強のための新口募集が具体的検討課題になりつつあったわけである。その後も土地集積は漸増して初年度末までに19町4反歩になる（表11、参照）。その購買価格5,843円（反当り平均買収価格約30円で、途中で修正した地価に相当。当初予算額の1.36倍、出資払込金の81.2%）の費消で残り少なくなった土地購入資金が問題となる。これの解決を主目的として初年度のうちに出資増額となり、この増資分が次のごとく新規土地投資に充当された——「今回の増資に係る出資金を以て慶尚南道院洞駅前反別八十町歩を購入契約をなしたる<sup>52)</sup>」。これは3月のことであるが、会計上は新年度扱いとなり、1909年度予算では土地購入費16,430円（反当り30円の水田28町歩および反当り10円の畑80町歩を予定）が計上され、結果は畑76町7反歩（購買価格7,654円）であった（反当り9円98銭）。その後、1910年度と11年度にも土地購入費として6,997円と4,977円を計上した

表 12 買収地の所在別分布 (1910年度末)

所在	土地面積	購買価格	反当り地価
韓国出張所 (密陽事務所)	町反畝歩 0.9321	円 銭 1,116.00	円 銭 120.00
密陽	12.8819	3,069.14	23.83
柳頭	5.5805	1,658.00	29.71
院洞	76.7321	7,654.72	9.98
計	96.1406	13,497.86	14.04

出典：①『韓国農業奨励組合資産調査』（1909年3月31日現在）、②『資産調査』（1911年3月31日現在）より作成。

備考：(1)韓国出張所と密陽の数値は上記①の出典により、柳頭と院洞の数値は上記②の出典による。柳頭の数値を②によつたのは土地面積がわずかだが修正（プラス5歩）されているからである（購買価格は同一）。(2)上記の出典①と②では韓国出張所と密陽の数値でわりと相違がある。そもそも②では①で区別されていた韓国出張所と密陽が区別されていず、合計値しかでていない。そのため合計値で両者を比べるしかないが、①の土地面積13町8反2畝10歩（購買価格4,185円14銭）が②では13町8反4畝16歩（購買価格4,272円16銭）となっている。この差の分は1909年度にプラスされた（追加購入されたか、修正されたか）と考えられる。

表 13 買収地の地目別分布 (1910年度末)

所在	地 目					計
	水田	畑	宅地	堤防敷地		
密陽	町反畝歩 6.4815	町反畝歩 7.1210	町反畝歩 0.2321	町反畝歩 (0.1805)	町反畝歩 (14.0221)	13.8416
柳頭	5.5805					5.5805
院洞		76.7321				76.7321
所有地計	12.0620	83.8601	0.2321	—		96.1612

出典：『資産調査』（1911年3月31日現在）より作成。  
備考：密陽の堤防敷地は所有地に含められていない。買収したものの堤防敷地として免税地となり私有地とはならなかったであろう。

が、新規の土地取得の実績はない。12年度予算から土地購入費はなく、土地集積は終了した。

## [2] 買収地の分布

1908年の春（おそらく4月ないし5月）、京釜線密陽駅前の土地9反3畝21歩（2,811坪）を1,116円で買収した。（表12、参照）反当り120円の1等地であり、韓国事務所（韓国出張所）を設置するのに好適地と見定めたのである。そして農場用の土地を探し、7月までに12町8反8畝19歩を3,069円で買収する。今度は反当り23円と廉価になっているが、あとで「密陽農場」と称するくらいだから密陽駅付近であったろう。さらに、同じ1908年度

53) 柳頭という地名がどこのか確定できていない。越智唯七『新旧対照朝鮮全道府郡面里洞名称一覧』（1917年）で調べてみたが、わからなかった。里や洞の旧名でもなさそうである。韓国事務所のある密陽から比較的近い所ではないかと思われる。

51) 『山陽新報』1908年7月28日「韓国農事奨励組合」

52) 『山陽新報』1909年3月10日「韓国農事奨励組合理事会」

表 14 組合所有地の自作地別分布

所在		1909年度			1910年度		
		自作地	小作地	計	自作地	小作地	計
韓国出張所 (密陽事務所)	水田	—	—	—	—	—	—
	畑	0.7000	—	0.7000	0.6300	—	0.6300
密陽農場	水田	0.9500	9.4917	10.4417	—	6.4815	6.4815
	畑	0.5000	1.8402	2.3402	0.7522	5.7318	6.4910
柳頭農場	水田	—	5.5805	5.5805	—	5.5805	5.5805
	畑	—	—	—	—	—	—
院洞農場	水田	—	—	—	—	—	—
	畑	—	—	—	—	76.7321	76.7321
計	水田	0.9500	15.0722	16.0222	—	12.0620	12.0620
	畑	1.2000	1.8402	3.0402	1.3822	82.4639	83.8601
	計	2.1500	16.9124	19.0624	1.3822	94.5329	95.9221

出典：①「明治四十二年度韓国農業奨励組合収支予算書」、②「韓国農業奨励組合資産調査」（1909年3月31日現在）、③「資産調査」（1911年3月31日現在）より作成。

備考：(1)「1909年度」は1909年4月の時点における組合の所有地管理方針を示すもので、実際そうだったとはかぎらない。韓国出張所の畑7反は、9反3畝21歩（上記の出典②にある事務所の敷地・付属畑）から2反3畝21歩（出典③にある密陽の宅地）を差引いて算出したものだからこれより広かった可能性大だし、またそこは「自営農場収入」（出典①）が得られる所とみなされていなかった可能性が高く、そうであれば本格的な自作経営はなされていなかったであろう。

(2)「1910年度」は出典③から導きだせる自作地別を示すもの。ただし、この1910年度末では韓国出張所の付属畑と密陽農場が「密陽反別」で一括されているので、両者を区別しようとして、次のような筆者の推算による。「密陽反別」のうちの「畑反別」7町1反2畝10歩から6町4反9畝10歩（「畑反別」の内訳らしい「自作地反別」1反3畝10歩と「果樹園反別」7畝と「桑園反別」5反5畝12歩と「小作反別」5町7反3畝18歩の合計）を差引いて算出。なお、この内訳の「自作地反別」「果樹園反別」「桑園反別」を合わせたものを密陽農場の自作地（畑）とみなした。

内に柳頭<sup>54)</sup>で5町5反8畝を1,658円で買収する。反当り29円台と割高になっているのはすべて水田のためかもしれない。（表13、参照）

おそらく初年度末の1909年3月に土地売買の仮契約でも取り交わし（もしくは手付金でも支払って）、次年度に入って早々の1909年4月に本契約を締結したようなのだが<sup>54)</sup>、京釜線を密陽駅より釜山寄りに少し下った院洞駅前に76町7反3畝21歩という大地積を7,654円72銭で買収した。すべて畑であるにしても、停車場から至便な位置にあるにしては廉価すぎるほどのものであった。

かくして、組合設立当初のほぼ1ヵ年で約13,500円を投資し、京釜線の2つの停車場が最寄りの駅になるほど交通至便の地所を2大

拠点とする（図1、参看）、4ヵ所（密陽駅前、密陽、柳頭、院洞）で合わせて約96町歩を買収した。

#### 4 農業経営

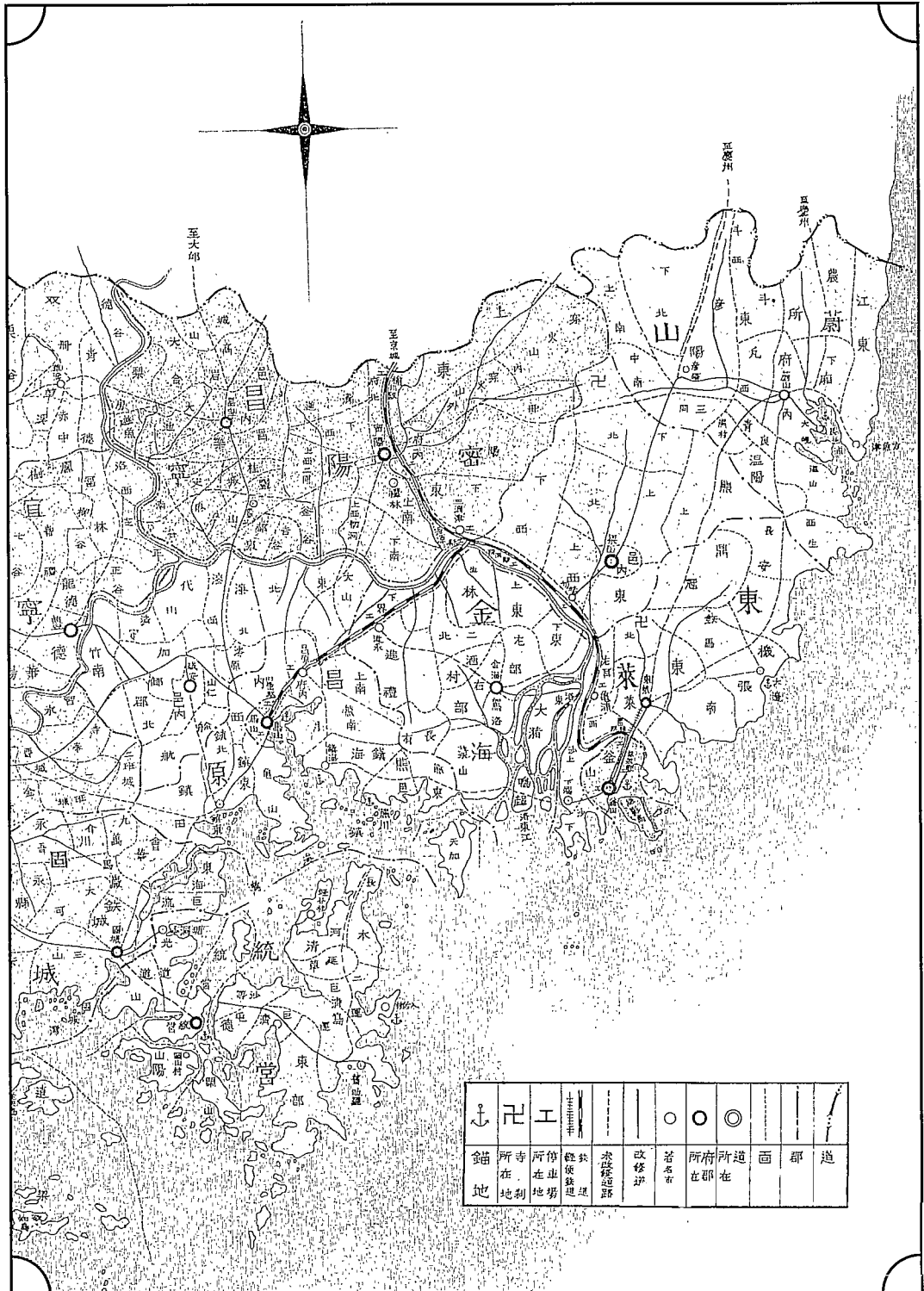
1908年7月頃の組合所有地は次のようであったらしい。

「組合の購入せる田畑は十三町歩余にて其中一町三反歩は同組合の直営とし農夫も岡山県下より招致して模範的農場となる筈にて残余の十一町歩余は不取敢韓人に貸付け小作せしむる筈にて又一部は依託試験とし同組合より指揮して其設計に據らしむる筈なり同組合は元来本県より農夫の移住経営を奨励するを目的とするものなれば農夫にして渡韓し農業を経営せんとする者には従来買収せる地所を買収し原価に相当利子を付して譲り渡し又小作せんとする者には耕作せしむる筈にて之が為め韓人の小作は一作毎に取上ぐる事組合の自由となせる由<sup>55)</sup>」

54) 『山陽新報』1909年3月10日「韓国農事奨励組合理事会」に見える「購入契約」は仮契約もしくは手付金支払い程度のことが成約と伝聞されたものではなかろうか。むしろ翌4月になって、「昨年十二月増資の結果新旧を通じて三百口となし新口は旧口と同一額の払込をなし同出資金を以て今回院洞駅前を約八十町歩を購入契約したる趣なる」（『山陽新報』1909年4月24日「韓国農業奨励組合」）とあるなかの今回の購入契約の方が本契約であろう。

55) 『山陽新報』1908年7月28日「韓国農事奨励組合」

圖 1 慶尚南道略圖 (部分, 1912年)



出典：『朝鮮總督府慶尚南道道勢要覽 (大正二年)』(朝鮮總督府慶尚南道, 1914年)

表 15 農場収入の内訳（1909 年度予算）

	水田						畑						計	
	所在	反別	反収物	収分量	小作料 (小作料率)	単価 (石当)	金額	所在	反別	作付	単収	小作料		単価
自作地収入	密陽	反 8 歩	石 斗 升	石 斗 升 合		円	円 銭 厘	密陽	反 4 歩	果樹園	円 銭		円 銭 厘	(B)
		9.500	3.76	35.720	4	142.880	50.00(反当)		200.000					
小作地収入	密陽	反 150.717	3.76	566.846	石斗升合 238.478 (42%)	4	953.912	密陽	18.402	大豆	石斗升合 18.406	2	36.812	(C)
		70.000	3.76	263.200	105.000 (40%)	4	420.000		9.203	4	36.812	(D)		
合計														(B+C)3,768.916 (B+D)3,388.916

出典：「明治四十二年度韓国農業奨励組合収支予算書」より作成。

備考：小作料収入のうち「購入予定水田反別」7 町歩は取得できなかった。したがって小作料収入 (A) は実現の見込みは全くない。これに対して「購入予定畑反別」80 町歩は約 77 町歩になるが取得できる。そこで (C) から (A) を差し引いて (D) とした。農場収入の予算額としては従前上の (B+C) より (B+D) の方が年度間の比較対照数値としてベターである。

組合の「農場」といっても直営地は 1 町 3 反程度であり、ほとんどが地主経営地だったようなのである。その地主経営地は今も朝鮮人小作農に耕作させるが、近い将来、本国の同県人で移住渡韓農業経営者に有償譲渡（買取地価に利子を加えた金額で売却）するか、もしくは小作させるかにするが、後者のばあいには日本人小作農を朝鮮人小作農に代替させ、旧来の朝鮮人耕作権を取り上げる事態が生じることも止むをえなくなる、というのである。

当時の既買収地は 13 町歩ほどのようで、それは密陽駅前あたりの土地らしい。その後おなじ年度内に柳頭という地名の所で水田 5 町 5 反 8 畝を買収することで、初年度に約 19 町 4 反歩を取得したのだが（ただし、このなかには若干の堤防敷地が含まれており、この免税地を除くと、買取地で課税地なのは約 19 町 3 反歩であった）、これに 1909 年 4 月下旬から院洞駅前取得した 77 町歩近い土地が加わるわけで、それらを自小作地別で見ようとしたのが表 14 である。

組合としては、異国朝鮮での農業経営を始める前提としての土地取得を先行させねばならず、初年度末には一応それを達成していたから、これをうけて本格的な農業経営が始まるは

表 16 農場収入の内訳（1911 年度予算）

収入項目	収 量	単 価 (石 当)	金 額
籾	石斗升 126.67	円 銭 4.00	円 銭 厘 506.68
大麦	106.62	2.23	234.56
小麦	30.00	4.00	120.00
大豆	57.50	4.00	230.00
果実			155.40
野菜			63.00
雑穀其他			100.00
小計			1,409.10
金納小作料			393.90
貸家料			402.00
合計			2,205.54

出典：「明治四十四年度韓国農業奨励組合収支予算書」より作成。

備考：(1)収入項目のうち收穫物の自作地・小作地別区分がなく不明。

(2)貸家料は上記の出典に「農夫舎貸家料」とあるのを改めたものである。出典の表記だと貸家にする「農夫舎」が何なのか問題になるが、密陽事務所の「物置農夫舎」や院洞の「農夫舎」（後掲の表 17、参照）を貸家にするのは理解に難がある。「農夫舎貸家料」の誤記ではあるまいか。

ずの 1909 年度予算では「農場収入」約 3,768 円（その内訳は表 15、参照）が計上された。まだ経営地となっていない「購入予定水田」7 町歩と「購入予定畑」80 町歩（後者はほぼ実現するが、前者は実現しない）も組み込まれて不確実性の高い予算だが、これがどうなったかは同年度決算書を見ることのできないのでわからない。翌年度以降の「農場収入」決算・予算額で比較するしかない。1910 年度の「農場収入」（広義）は 1,416 円だが、これから「貸家料」514 円を差引くと「農場収入」（狭義）901

表 17 組合の建物 (1910 年度末)

所在	建物	造 作		
		葺方	建坪	金額
密陽	①事務所	A瓦	坪合勺 27.50	円 銭 1,216.25
		B瓦	33.50	992.16
	②物置農夫舎	A瓦	20.00	468.70
		B瓦	26.00	405.09
	③倉庫	瓦	9.00	335.40
	④第一号農舎	瓦	36.50	756.98
	⑤第二号農舎	瓦	23.25	595.00
院洞	⑥倉庫	瓦	18.00	417.40
	⑦農夫舎	草	27.00	303.87

出典：「韓国農業奨励組合資産調査」(1909年3月31日現在)、「資産調査」(1911年3月31日現在)より作成。

備考：建物につけた番号は便宜的なものである。①と②のAは1908年度末で建築費、Bは1910年度末で時価、③～⑦は1910年度末で時価。密陽の倉庫は2階建。

円である(表3)。901円は表15の(B+D)の約1/4である。自作地収入と小作地収入からなる本来の農場収入の実績は芳しくない。1911年度の「農場収入」予算(表16,参照)のうち狭義の本来的なそれ(収入項目のなかの収穫物と金納小作料の合計1,803円)は表15の(B+D)の約1/2であり、将来性が危ぶまれるくらいで、農業経営の不調なること明瞭である。

こうした不安定な農場収入にあって、「貸家料」が比較的安定した農場収入項目となっている。そこで、農地以外の不動産を見ようとしたのが表17である。初年度では密陽に事務所と物置農夫舎の2棟だったものが、経営規模の拡大につれて新築される建物が増えていき、か

つ増築もなされ(例えば①や②で)1910年度末には7棟の建物(総坪数173坪2合5勺、時価総額3,805円90銭)となっている。

7棟のうち、①は組合の職員である幹事・技師・書記<sup>50)</sup>の滞在所、また小使・臨時通弁・臨時筆生(表18,参照)の勤務先であり、②は密陽農場の年雇(表18の「常農夫」)を住まわせる所、また年間延べ日数250日の「臨時農夫」の寄宿先であり、⑦は密陽事務所からの派遣員や「院洞農場管理人」(表18の備考,参照)などが居留した所であって、組合の役・職員の韓国出張や組合の自作地経営・小作地経営が必要としたものである。

これらに対して、第一・二号農舎(④と⑤)は組合の農業経営と直接かかわらない建物で、1910年度決算書では「第一号貸家」「第二号貸家」と称されているものである。はじめから貸家用として建てられたものなのである。そもそも日本から渡韓して農業を始めるにしてもすぐに土地や家屋が取得できるはずはない。仮に土地取引が順調であっても、さしあたり居住する所がなくてはならない。借家するにしても、あるいは新築するにしても、そこに入居する前に一時的にどこかに住まねばならない。小資本しか所持しない小家族農であればなおさらのことである。海外への移住農に伴うそうした不如意さを緩和する移住者仮泊施設の役割をは

表 18 雇用労働費 (1910 年度, 1911 年度)

配 置 先	雇 入	1910 年度		1911 年度		
		予 算 額	決 算 額	賃 金 形 態	人 数 (延べ日数)	予 算 額
密陽	常 農 夫 (A)	円 銭 489.00	円 銭 216.00	月給 18.00	1	円 216
	臨 時 農 夫 (B)	(A+B)	141.10	日給 0.40	(250)	100
	小 使 (C)			月給 5.00	1	60
	臨 時 通 弁 (D)			日給 0.50	(200)	100
	臨 時 筆 生 (E)	399.00 (C+D+E+F)	369.10 (C+D+E+F)	日給 0.50	(150)	75
院洞	農 場 管 理 人 (F)			月手当 10.00		220
	小 作 料 徴 収 補 助 人 夫 農 場 通 弁			日給 0.50		25 24

出典：①「明治四十三年度韓国農業奨励組合収支決算書」、②「明治四十四年度韓国農業奨励組合収支予算書」より作成。

備考：「農場管理人」は上記の出典①で事務所費のなかの「諸備給」に含まれているが、本表では院洞の方に入れておいた。なぜなら、出典②で事務所費のなかの「諸備給」に「院洞農場管理人」とあり、これは前年度の「農場管理人」の名称番と判断でき、そうなら配置先としては院洞の方が適当だからである。

たしていたのであろう。とすれば、これは組合の主目的の一つである対韓移住農業と直接むすびついたもので、京釜線の一要路にあつて本国（とりわけ岡山）の対韓植民運動を支えるよう機能しつつあったのである。

結びにかえて

以上、韓国農業奨励組合の展開過程を、その前半期（1908～1912年度）にあたる明治期（明治41～45年度）を中心にして、その実体をあつる程度は明らかにしえたのではないかと思う。まだ追究すべきところが残っていることを自覚しつつも、予定の紙幅に達したため一応ここで擱筆する。

---

56) 1911年度予算書には、月俸40円の幹事が1人（年俸480円）、月俸55円の技師1人（年俸660円）、月俸15円の書記1人（年俸180円）とあり、この3人が当年度の韓国駐在職員に予定されていたのであろう。

〔後記〕 西服部家文書を閲覧するにさいしては、服部大本家前当主の故服部和一郎氏ならびに現当主の服部恒雄氏から御助力を得ることができた。大人と呼ぶにふさわしかった故服部和一郎氏に親しく話しかけられた往時を懐かしく偲ぶものである。また『山陽新報』の利用にあつては、在間宣久氏（岡山県総務部）から御助言を受けることができた。記して、感謝の意を表する次第である。